

福島第一原子力発電所事故に関し、 放射線被曝の防止と適切な被害補償、 そして脱原発政策への転換を求める決議

1 事故の経過

本年(2011年)3月11日に発生した東日本大地震とこれに伴う津波によって、東京電力の福島第一原子力発電所において重大な事故が発生した。この事故により、原子炉の冷却材の喪失ないし外部電源の完全喪失によって、1号機から3号機までの原子炉の冷却が不可能となり、炉心が露出し、事故発生後数時間の時点で炉心溶融(メルトダウン)という深刻な事態が生じたことが明らかになっている。これらの事態によって、各原子炉圧力容器が損傷したと考えられるが、いまだに圧力容器や原子炉格納容器がどの程度損傷したのかすら解明されていない。さらに、各原子炉内の圧力が異常に上昇したため、ベント(排気)を行わざるを得ず、大量の放射性物質が大気中に放出された。さらには、水素爆発の発生によって原子炉建屋が破壊され、2号機においては格納容器下部の圧力抑制室が破損した。これらの破損により大量の汚染水が流出し、海水を汚染している。

これらの事態によって、1～3号機から外部に放出された放射性物質の総量は、77万テラベクレルにおよぶ(6月6日原子力安全・保安院発表)。これはまさに苛酷事故(シビア・アクシデント)というべき状況であり、チェルノブイリ事故に匹敵する「レベル7」という認定がなされている。

この事故に対して、青年法律家協会弁護士学者合同部会は、本年(2011年)5月18日に議長声明を発し、東京電力や政府による「安全神話」が誤りであり、この事故が不可抗力による天災ではなく「人災」であることを指摘したうえで、継続する危機的な事態の改善と放射能漏出の阻止に全力を尽くすことに加えて、以下の施策を求めてきたところである。

- (1) 放射線量の測定値をはじめとする情報の完全な開示
- (2) 危険な原発の速やかな停止
- (3) 周辺住民の被曝の回避
- (4) 緊急対応に従事する労働者の安全衛生の確保
- (5) 事故調査の実施
- (6) 被害の弁償

2 被曝被害の拡大を防止すること

上記のとおり、この事故によって大気中に流出した膨大な量の放射性物質は、周辺地域に降下し、今後も長期にわたって放射線を出し続ける。空気中や地表に堆積した放射性物質による外部被曝と、呼吸や経口摂取によって体内に取り込まれた放射性物質が発する放射線による内部被曝のために、今後さまざまな放射線障害による被害が生じることが懸念されている。

人体に生じる放射線障害には、一度にある程度以上の放射線を浴びた場合の急性障害と、将来的に一定の確率で癌や遺伝的影響を生じさせる晩発性障害がある。原発内で作業に当たる労働者をはじめ、急性障害に対する対策が重要であることはもとよりであるが、晩発性障害(確率的障害)についても、これまでの被曝線量と今後の被曝線量の如何により、被害の発生が懸念されている。また、内部被曝の危険性については、その影響の大きさが指摘されているが、その測定方法が確立されていないことや、解明されていない部分が残されているため、不当に軽視されてきた経緯もある。こうした被害を含めて、今後適切な避難政策と被曝防止の措置がとられなければならない。

そのために、まず第1に、累積される放射線量を適切に測定・予測して、健康上の被害を生じる可能性のある地域に居住する住民を速やかに避難させることにより、その健康と社会的・経済的生活を保護する政策の実施が必要である。長期におよぶことが予想される避難生活には、避難所の設置だけでは不十分である。家族としての生活を営みながら、通勤・通学を継続できるような住宅環境を確保し、避難によって収入を失う場合の補償を含めた救済が伴わなければならない。

上記の避難区域に関し、政府は年間20ミリシーベルトというを基準にして、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域を設定している。しか I C R P (国際放射線防護委員会)は、事故や核テロなどの非常事態における基準を年間20~100ミリシーベルト、事故後の回復や復旧の時期などについては年間1~20ミリシーベルトとしており、回復期ないし復旧期にあたる今後について、I C R P 基準の最大値(非常事態時の最低値)を適用することが、被曝による被害を防止するために適切なかどうか、その根拠が十分に示されているとは言い難い。より厳密な検討と、実証的な放射線量予測に基づく、きめ細かで安全な避難区域の設定が求められている。

またこの点で、放射線の感受性は成人と子どもで大きく異なり、細胞が未分化で細胞分裂が盛んな時期にある胎児や子どもは、それだけ放射線障害が深刻なものとなることへの配慮が必要である。この点でも、小中学校の屋外活動を制限する限界放射線量をどのように設定すべきかについては、年間20ミリシーベルトという緊急時における大人の基準を適用することには大きな問題がある。第2に、そのためにも、放射性物質の種類や放射線量の測定データなどの、完全かつリアルタイムの公表が何よりも必要である。そして、食品による内部被曝を防止するために、農産物や水産物、畜産物などについて合理的で確実な出荷制限の基準を設け、実施することが必要である。また、これらの確実な実施によって消費者の信頼を得ることが、風評被害を抑制することにもつながる。

そして第3に、すでに発生した事故直後の数日間における大量の被曝や、今後の長期的な低線量被曝による放射線の影響を考えるならば、周辺地域の住民について、行動記録や被曝線量などのデータを保存しておくことが必要である。事柄の性質上プライバシーに配慮する必要があるが、継続的な調査と記録が将来における被害補償のために必要となる事態が想定されるのである。

3 被害補償

このような避難のための措置を含めて、さまざまな場面で莫大な損害の発生が避けられない。東京電力は、事故を起こした事業者としてこれらを十分に賠償する義務を負ってい

る。そして国は、原子力政策を推進してきたものとして、東京電力が負担しきれない場合の賠償義務を負うべきである。

東京電力の負うべき責任の範囲に関し、原子力損害賠償法に基づく原子力損害賠償紛争審査会は、適正かつ迅速な損害賠償を実現するために指針を策定するものとされている。すでに審査会は一次・二次の指針を公表しているところであるが、適正な損害賠償を実現するためには、被害の実情を正しく把握したうえで、個別事情に応じた適切な賠償を行うこと、被害者の側に過度な立証責任を負わせないこと、そして、迅速な救済が必要であることを重視して、早急に指針の全体を示すことが求められている。

今後、東京電力の賠償能力が問題となる段階に至ることが予想されるが、電力料金の値上げによる対応は結局国民の負担を増すだけであるし、国による肩代わりも国民の税金負担での支払いを意味する。そうした安易な対応をとることなく、まず銀行などの東京電力の債権者の債権放棄、株式の消却等を経てから、やむを得ない場合にのみ国による肩代わりを行うべきである。原発という高リスク事業に対して抛出した以上、そのリスクが現実化したときには、抛出に応じた責任を負うことは避けられないというべきである。

4 脱原発への政策転換を

上記のとおり、福島第一原発における重大な事態により、「安全神話」は虚構であることが証明され、今日の原発には致命的な危険が内包されていることが明らかになった。もし、原発事業者が「想定」する程度を超える地震や事件が起きれば、たちどころに深刻かつ甚大な放射能汚染が生じる事態に至る。日本列島は現在も地震活動期にあるとされており、今後も大地震と津波の危険が予想されているのである。

このような状況の下で、私たちは、原子力発電というシステムが抱えている危険性を直視する必要がある。原子力発電は、有害な放射能を閉じこめながら、高度な技術を要する核分裂反応を冷却装置によって永続的に制御し続け、高温・高圧・高速度の水蒸気を用いて蒸気タービンを運転するという、不安定な装置である。そして、万一このシステムに事故が起きると、原子炉がコントロール不能の事態に至るおそれがあり、その場合に発生する広範囲にわたる放射能汚染は、際限のないほど大規模な被害を環境と人間に与える。

このような、万一の場合にあまりにも巨大なリスクを持つシステムを運用することは、政策的にも誤った選択であると評価せざるを得ない。他方で、他に代替可能な発電の手段が開発されているのであって、放射能という巨大なリスクを持つ発電方法は人間にとって不可欠な技術とは言えない。私たちは、これまでのエネルギー政策を根本的に見直し、原発によらない電力供給体制を確立すべきである。今回の事故を「特殊な事態」として過小に評価することなく根本的な政策の見直しを行い、必要な処置を躊躇なく断行する覚悟が、政府に対して、今厳しく問われていることを指摘したい。

2011年6月25日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第42回定時総会